香川大学教育学部附属高松中学校いじめ防止基本方針

令和８年４月１日 改訂

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

また、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるもの」であることから、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を講じる必要がある。

そこで、本校においては、生徒をいじめの被害者にも加害者にもさせないよう、以下に定める基本方針に従って、いじめの防止等のための対策を推進する。

第１ いじめの防止等のための基本的な方向

１ いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的は配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

２ いじめの未然防止

全ての生徒が心の通い合う人間関係を構築できる社会性のある大人へと成長するためには、関係者が一体となった継続的な取組により、いじめを生まない土壌をつくることが必要である。このため、生徒の豊かな情操や道徳心等の醸成に努め、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒が安心でき、自己有用感を感じられる仲間づくりに努める。また、児童生徒がいじめを自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない気運の醸成に努める。さらに、保護者は子どもの教育について第一義的責任を有するものであって、子どもがいじめを行うことのないよう、必要な指導を行うよう努める。

３ いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの早期対応の前提であり、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。また、いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このため、日頃から、学校、家庭、地域社会、関係機関は、相互の信頼関係を構築し、生徒が相談しやすいように努めるとともに、ささいな兆候であっても、生徒が示す変化を見逃さないようにする。

４ いじめへの早期対応

いじめを認知した場合には、いじめを受けた児童生徒を守り通すことを前提に、いじめを行った生徒には、その行為に対して毅然とした指導等を行う必要がある。このため、学校は教職員全員の共通理解

の下、保護者や関係機関の協力を得て組織的な対応に努める。また、保護者は学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

５ 教職員の資質の向上と専門的知識を有する者の派遣・活用

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質の向上に努めるとともに、生徒指導に係る体制等の充実のために、心理・福祉等に関する専門的知識を有する者の派遣・活用等に努める。

６ 家庭や地域社会との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭、地域社会はその連携を図り、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるように努める。

７ 関係機関との連携

いじめへの対応において、関係機関と連携するためには、その役割と業務を正しく理解しておくことが必要である。また、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係機関はその役割に応じて、いじめの防止等のための連携を行う。

８ 重大事態への対処

学校又は香川大学は、重大事態が発生した場合には、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うなど、その事態に適切に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に努める。

第２ いじめの防止等のための対策の内容

１ 学校いじめ防止基本方針の策定

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるもの」であり、本校は、いじめの防止等について組織的に取り組むため、「香川大学教育学部附属高松中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

２　いじめの防止等の対策のための組織

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員（校長、副校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、学級担任、教科担任、養護教諭）、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設置する。

３　いじめの未然防止

ア 道徳教育及び体験活動

いじめの防止や生命尊重等に向けて、道徳教育や体験活動等を推進する。

イ 傍観者を生まない集団づくり

香川県教育委員会と連携し、「いじめゼロ月間」等を捉えて、生徒がいじめを自分たちの問題として考え、主体的にいじめの防止等に取り組むよう指導し、いじめを行う者や傍観者を生まない集団づくりに努める。

ウ 保護者との連携

いじめの防止等に関する学校の取組について保護者への啓発に努めるとともに、いじめの防止等に向けて、保護者との連携を図る。

エ 関係機関や地域社会との連携

関係機関の役割と業務を理解した上で、いじめの防止等に向けて、関係機関や地域社会との連携を図る。

４　いじめの早期発見

ア 日常的な観察・情報共有等

すべての教職員が、生徒が示す変化を見逃さないように努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換による情報の共有に努める。また、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるため、教職員と生徒との日々の学校生活についてやりとりをする「生活ノート」等を活用して、日々の学校生活や友人関係等の把握に努める。

イ アンケートの実施

いじめの実態を把握するため、生徒に対する定期的なアンケート調査を実施する。その際、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式、また、選択式と記述式のそれぞれの特長を生かし、必要に応じて、組み合わせて実施する。

ウ 教育相談の実施

生徒の悩みを積極的に受け止めるため、教育相談窓口の周知を行い、スクールカウンセラー等の専門家や教職員による教育相談を実施する。

エ 保護者との信頼関係の構築

保護者が教職員に相談しやすい環境づくりに配慮し、安心して相談できる信頼関係の構築に努める。

５ いじめに対する措置

いじめが疑われる場合は、速やかに関係生徒や教職員から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認する。いじめの事実が確認された場合には、一部の教職員で抱え込むことなく、その早期解決及び再発防止に向け、いじめを受けた生徒を守り通すことを前提に、当該児童生徒及びその保護者に対する支援や、いじめを行った児童生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を組織的に行う。

いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合には、所轄の警察署と連携するなどして対応する。特に、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に対処する。

６　教職員の資質の向上

いじめは教職員が気付きにくい形で行われることに留意し、生徒のわずかな変化を敏感に察知できるよう、いじめの防止等についての校内研修等を実施する。

７　インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、生徒に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行う。

８　学校評価における留意事項

学校評価を行うに際して、いじめの問題を取り扱う場合には、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、いじめの防止等のための適切な取組について評価する。

第３ 重大事態への対処

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した際は、速やかに香川大学又は学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。調査は教育的配慮に基づき、生徒の人権や個人情報保護等に十分留意して行う。

当該事案が重大事態であると認められる場合、香川大学を通じて文部科学省に報告する。また、重大事態が発生し、調査が必要となった場合には、香川大学連携して調査委員を選任し、速やかに調査を行う。調査委員の選任に当って、県教育委員会が選任した候補者を必要に応じて活用し、機動的に調査を行う。

調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を、教育的配慮をした上で適切に提供する。調査によって確認された事実関係等は、関係する生徒やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用するとともに、同種の事態の発生の防止に努めるために活用するよう配慮する。

第４ 関係機関等の役割と対策

１ 高松法務局

いじめを含めた人権問題について、専用相談電話「子どもの人権１１０番」や「インターネット人権相談受付窓口（ＳＯＳ－ｅメール)」の設置、「子どもの人権ＳＯＳミニレター」の配布を通じて、子ども達が相談しやすい体制を取る。そして、相談等を受けて、いじめの疑いのある事案を認知した場合には、必要な調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。

また、インターネット上のいじめに係る書き込みについて、生徒又はその保護者から相談を受けた場合には、事案に応じ、その削除依頼の方法を助言するほか、削除要請等を行う。

２　香川県警察

平成１６年度から実施している「香川県学校・警察相互連絡制度」等を活用し、学校と警察との連携を図るとともに、学校におけるいじめ問題については、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為（触法行為を含む。）がある場合には、いじめを受けた生徒や保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、警察としての対応を行う。特に、いじめを受けた生徒の生命・身体の安全が脅かされているような重大事案がある場合は、捜査、補導等の措置を適切に講じる。

３　香川県子ども女性相談センター、香川県西部子ども相談センター

いじめ問題については、生徒や保護者、学校等からの相談を受け、家庭環境や生活歴、発達段階、性格や行動特性などについて専門的な調査を行い、関係機関と連携しながら援助を行う。必要な場合には、生徒を一時的に保護したり、児童福祉施設に入所させたりするなどの措置を行う。

４　香川県臨床心理士会、香川スクールソーシャルワーカー協会

研修会を定期的に開催し、グループワークや体験学習を通じた、いじめを生まない土壌をつくるための集団づくりや、いじめを受けた児童生徒又はその保護者、いじめを行った生徒又は保護者に対して専門的な立場からの支援や助言を行うことができるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの養成に努める。

５　香川県ＰＴＡ連絡協議会、香川県高等学校ＰＴＡ連合会

子どもをいじめの被害者にも加害者にもさせないために、日頃から共に過ごす時間や会話を大切にし、子どもの変化を見逃さないようにするとともに、家庭において社会や集団のルールや物事の善悪について、きちんと話し合う機会を設けるよう努める。また、ＰＴＡ（梅香会）として学校や地域社会等と連携し、いじめの防止等のための対策に取り組む。

第５ その他

この基本方針は、より実効性の高い取組を実施するため、いじめの防止等に関する香川県の施策の実施状況等も参考に、必要に応じて見直しを行う。

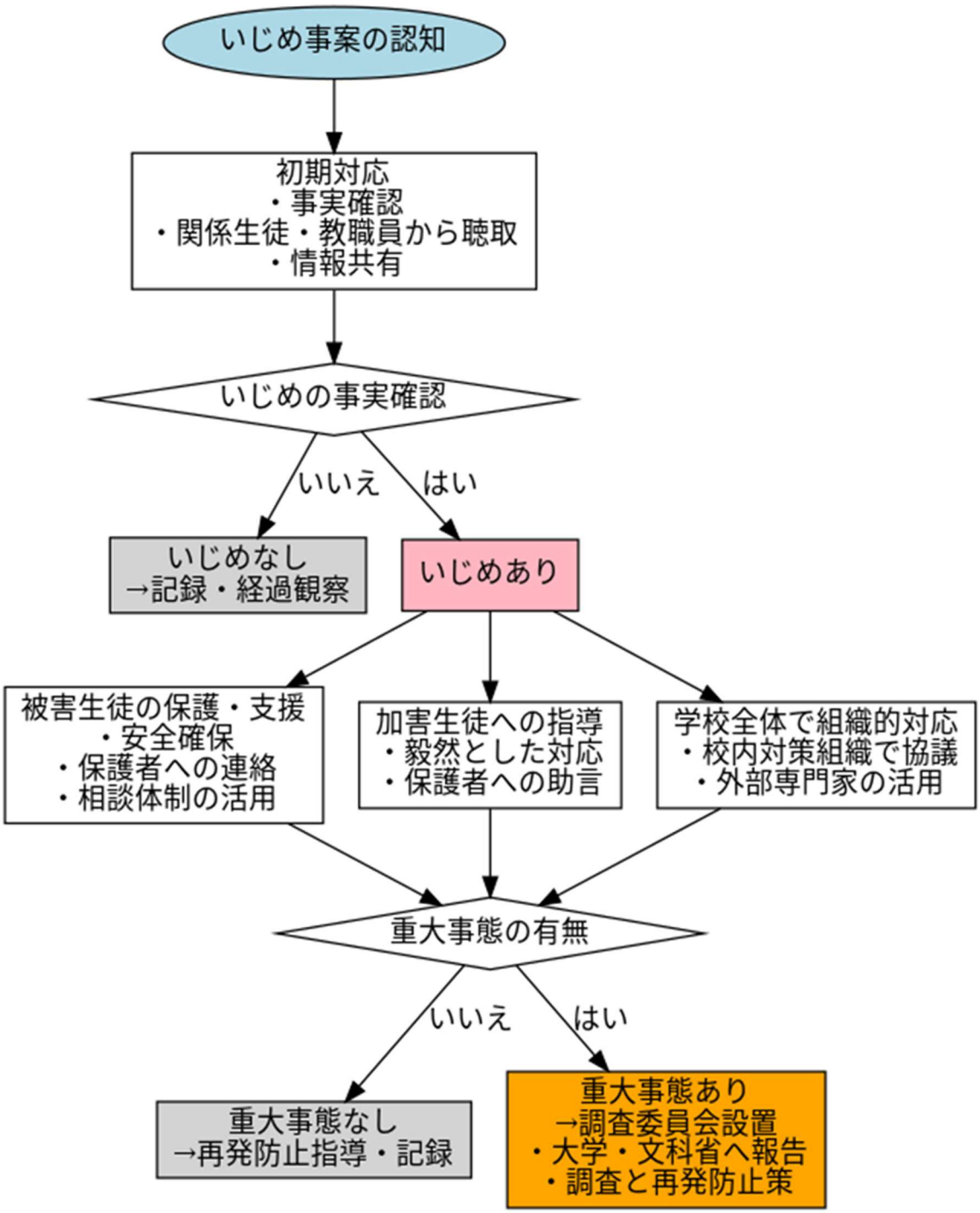
いじめ事案の認知
初期対応
・事実確認
・関係生徒・教職員から聴取
・情報共有
いじめの事実確認
いいえ
はい
いじめなし
→記録・経過観察
いじめあり
被害生徒の保護・支援
・安全確保
・保護者への連絡
・相談体制の活用
加害生徒への指導
・毅然とした対応
・保護者への助言
学校全体で組織的対応
・校内対策組織で協議
・外部専門家の活用
重大事態の有無
いいえ
はい
重大事態なし
→再発防止指導・記録
重大事態あり
→調査委員会設置
・大学・文科省へ報告
・調査と再発防止策